

## ストーカー加害者に対するカウンセリング・治療等制度運用要領の制定について

令和6年4月26日  
警察本部長から  
各部長・参事官  
各所属長あて

この通達は、ストーカー加害者の中には、警察に検挙されてもつきまとい等を繰り返す者、精神障害やその疑いのある者がおり、被害者への強い支配意識や執着心等を持つ者も多く、加害者の支配意識等を取り除くためには、専門家による精神医学的・心理学的手法に基づくカウンセリング又は治療が有効な手段になり得ると考えられることから、加害者をカウンセリング機関や医療機関（カウンセリング機関等）につなげ、被害者に対する支配意識等を取り除くための適切な措置を施すとともに、措置を施したカウンセリング機関等から警察が助言を受け、以後の事案対応に資することで、ストーカー行為の再犯を防止し、被害者の真の安全安心を確保するために制定したもの